平成２６年（フ）第３３１号
新潟市西区浦山２丁目１番66号　サンシャイン青山Ａ807
債務者　柳　　重治
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９６号
金沢市玉鉾３丁目128番地
債務者　川井　一也
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１４６号
長野市大字北尾張部606番地１
債務者　篠崎はるみ
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６７号
愛知県清須市清洲３丁目14番地３　第２万恵マンション205
債務者　長谷川靜子こと　李　　正任
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４８号
愛知県東海市加木屋町唐畑65番地の５　コーポ唐畑102号
債務者　緒方　朝子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９１号
名古屋市天白区野並２丁目263番地　ＨＫマンション野並308号
債務者　濵島　雅司
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０５号
愛知県春日井市如意申町５丁目１番地10　メゾンドゥーズ208号
債務者　佐藤　謙樹
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６３３号
名古屋市港区西福田４丁目1110番地　平野荘２号
債務者　佐藤　勝正
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１号
三重県津市緑が丘１丁目１番地７、前住所奈良県吉野郡下北山村大字下桑原584番地
債務者　高橋謙一郎
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５８号
大津市瀬田１丁目９番15号　オカダマンション301
債務者　相樂　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６０号
滋賀県高島市新旭町安井川295番地　県営住宅安井川団地７棟２号
債務者　松名　理加
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８２号
大津市湖青２丁目11番地２
債務者　櫻井　智子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８３号
大津市桜野町１丁目20番37号　グリーンベル101号室、前住所大津市柳川１丁目14番９号
債務者　菅河　弘美
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
滋賀県長浜市内保町480番地　特別養護老人ホームふくら
債務者　橋本　　功
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６８２号
広島県安芸郡府中町本町２丁目16番35―301号
債務者　韓ソルリム
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１号
山口県下関市豊浦町大字黒井2870番地７
債務者　徳永　伸二
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
山口県下関市豊浦町大字黒井2870番地７
債務者　徳永美智子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係